

入 札 説 明 書

「岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和 9 年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 事業概要

- (1) 業務件名及び数量 岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和 9 年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託 一式
- (2) 履 行 期 限 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 履 行 場 所 岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和 9 年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり
- (4) 業務の仕様その他の明細 仕様書のとおりのとおり

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒 020-0693 岩手県滝沢市巣子 152-52 公立大学法人岩手県立大学教育支援室入試グループ 電話 019-694-2014（直通） インターネットメールアドレス ipu-nyushi@ml.iwate-pu.ac.jp
--

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (4) この公告の日から契約予定人決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。
- (5) 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置又は文書警告に伴う措置を受けている

場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から1月を経過していること。

- (6) この公告の日から契約予定人決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 直近3カ年の間に、国、都道府県、市町村又は大学法人等から、別紙仕様書に類似した入学選抜会場設営に関する業務を受託し、これを誠実に実施した実績を有する者であること。
- (9) 本契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (10) 次のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、法人職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - カ 契約の履行に当たり、アからオのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (11) (10)のアからカのいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (12) 岩手県知事が定める競争入札参加資格を有し、令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- (13) 岩手県に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(12)の資格を有している者であること。

4 入札参加に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和8年4月24日（金）15時までに2の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。

また、仕様等について疑義がある場合は、提案書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 定款（法人のみ）
- ウ 受託事業契約書の写し

- (2) 4 (1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、公立大学法人岩手県立大学において審査するものとする。
- (4) 審査結果は、令和8年4月28日（火）17時までに電話又はファックスにより通知する。

5 入札の方法等

- (1) 1 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書（様式第3号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には入札総価のほか、その内訳を費目内訳欄に併せて記載するものとする。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札予定日時

令和8年5月14日（木）午前10時00分

イ 場所

岩手県滝沢市菓子152-52

公立大学法人岩手県立大学事務局 本部棟2階 会議室2

ウ 入札方法

5 (2)の日時及び場所に直接持参とする。

エ その他留意事項

（ア） 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（イ） 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（様式第4号）を提出しなければならない。

（ウ） 予定価格の制限の範囲内に入札がない場合には、直ちに再度入札を行う。

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 入札保証金を納めず、又は不足した場合
- (4) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (5) 記名押印のない入札書
- (6) 入札金額を訂正した入札書

- (7) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (8) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (9) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (10) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、公立大学法人岩手県立大学で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「公立大学法人岩手県立大学理事長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 費目内訳
- (6) 件名

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、公立大学法人岩手県立大学会計規則第 20 条（平成 17 年規則第 3 号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 9 (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれの場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に公立大学法人岩手県立大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去３年の間に国、都道府県、市町村又は大学法人等から、別紙仕様書に類似した入学選抜会場設営に関する業務を受託して契約を履行しており、その契約書の写しを３件分以上提出したとき。

(2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは公立大学法人岩手県立大学に帰属する。

(3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

(4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 提出された書類は、返還しない。